



# ご注意ください！

## ＜農業者の方へ＞

スーパーL資金や近代化資金などの利子負担軽減を受けたい方やさまざまな補助事業の利用を希望される方は、「地域計画」に地域内の農業を担う者として位置付けられること（目標地図に耕作者として記載されること）が必須条件となったり、優先条件となることが見込まれますので、なるべく話合いにご参加くださいますようお願いいたします。

話合いに参加できない方で、地域計画への位置付けを希望される場合は、アンケート等に必ずご回答ください。

（認定農業者及び認定新規就農者の方には個別にアンケートを送付します。それ以外の方で話合いに参加できず、位置付けを希望される場合は下記問合せ先までご連絡ください。）

## ＜農地の所有者の方へ＞

地域計画に位置付けられた農地は原則として転用（農地の宅地や山林等への変更）ができなくなります。今後10年以内に転用の予定がある農地については、話合い参加時または個別に下記までお問合せください。

ただし、農業振興地域の農用地区域内からの除外（転用）が難しいと思われる農地については位置付けられる場合もありますので、ご了承ください。

## ＜共通事項＞

地域計画策定後にも追加や変更は可能です。ただし、変更手続きにはかなりの期間を要すると見込まれますので、十分検討の上ご参加ください。

### ＜問合せ先＞

志布志市役所 有明庁舎  
農政畜産課 農政グループ  
電話：099-474-1111（内線426）  
FAX：099-474-2377  
E-mail：n-nousei@city.shibushi.lg.jp